

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく
特定事象（敷地境界放射線量上昇）による通報について

平成 23 年 3 月 14 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当社・福島第二原子力発電所では、平成 23 年 3 月 14 日、モニタリングポスト 1 番の地点で敷地境界放射線量が上昇いたしました。

・ 3 月 14 日午後 9 時 58 分に判断 モニタリングポスト（MP 1）付近

このことにより、同日午後 10 時 7 分、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量上昇）が発生したものと判断いたしました。

このことから、関係行政等に午後 10 時 13 分、通報いたしました。

原因については、福島第一原子力発電所の影響によるものと思われます。

以 上

（お問い合わせ先）
福島第二原子力発電所
広 報 部
TEL：0240-25-4111（代）